

令和7年第1回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和7年2月12日
召 集 場 所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後7時7分
出席委員	教育長 濱 浦 幸 夫 委 員 荻ノ沢 俊 明 委 員 松 橋 竹 子 委 員 石 岡 れい子
職務のため 会議に参加 した者の職 氏 名	課 長 中 屋 敷 司 学校教育 GL 森 淳 学校教育 GSL 向 井 麻美子 社会教育 GL 中 居 勉 社会教育 GSL 伊 藤 航 国 ス ポ GL 金 見 靖 子 国 ス ポ GSL 中 嶋 脩 夫
協議に諮問 した 案 件	報告第 1号 事務の臨時代理の報告（令和6年度階上町立小学校及び 中学校の区域外（学区外）就学許可）について 議案第 1号 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について 議案第 2号 階上町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定につ いて 議案第 3号 学校給食費の改定について 議案第 4号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について 議案第 5号 3月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算につ いて 議案第 6号 3月定例議会に付議する令和7年度教育費当初予算につ いて

濱浦教育長	ただ今の、出席者は教育長及び教育委員3名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回階上町教育委員会会議を開会いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 日程第1 「会期決定の件」を議題といたします。 お諮りいたします。 本委員会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日1日間と決定いたしました。 日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告（令和6年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
森G L	それでは報告第1号 事務の臨時代理の報告（令和6年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について、ご説明いたします。 本案は、町内の小中学校の区域外就学許可を行ったことについて、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。 2枚目に就学許可を行った対象者の名簿を掲載しております。 令和6年11月25日から令和7年1月28日にかけて15名をそれぞれ許可しております。 3枚目には、参考として、区域外及び学区外就学を許可しております小学校及び中学校それぞれの全体数を記した調書を掲載しております。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第1号 事務の臨時代理の報告（令和6年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について の件を終了いたします。

森 G L	日程第 3 議案第 1 号 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第 1 号 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。 本案は、J E T プログラム参加者の報酬額の見直しに準じ、外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、町長より意見を求められ申し出するため提案するものです。 2 枚目をご覧ください。 昨今の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向等を踏まえ、J E T プログラム参加者の報酬額が引き上げられたため、当町で任用している外国語指導員（A L T）の報酬額を「2 8 万円以上 3 3 万円以下の範囲内」から「3 3 万 5 千円以上 3 6 万円以下の範囲内」に改めるものとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声あり） 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第 1 号 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件を議決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり） 「異議なし」と認めます。 よって議案第 1 号 外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件は、原案のとおり可決されました。
森 G L	日程第 4 議案第 2 号 階上町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第 2 号 階上町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。 本案は、奨学金貸与の対象となる要件を明確化するため、階上町奨学

	金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められ申し出するため提案するものです。 2枚目をご覧ください。 貸与の対象となる要件を明確化するため、階上町に住所を有する者であることとして、「階上町に生活の根拠を有するもの」を「保護者(貸与を受けようとする者が未成年の場合はその親権者を、成年の場合はその父母又はこれに代わる者をいう。)が町内に住所を有していること。」に改め、「専門学校」とは、高等学校又は高等学校に準ずる学校を卒業した者を対象とする専門課程を設置する専修学校のことをいい、専修学校には、中学校を卒業した者を対象とする「高等課程」も設置されていることから、「各種専門学校」を「専修学校の専門課程若しくは高等課程」に改めるものとなります。 また、奨学金貸与の額については、専修学校の高等課程は月額2万円以内、専門課程は月額4万円以内となります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第2号 階上町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第2号 階上町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について の件は、原案のとおり可決されました。
森G L	日程第5 議案第3号 学校給食費の改定について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第3号 学校給食費の改定について、ご説明いたします。 本案は、平成26年度から、1食当たり小学校280円、中学校300円で給食を提供している給食費について、近年の物価高騰により、現在の給食費の額では、給食を提供することが困難となっていることから、児童生徒に必要な栄養価を維持し、適正な価格で給食を提供するため、それぞれ70円増額し、小学校350円、中学校370円に給食費を改定するものです。

濱浦教育長	説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第3号 学校給食費の改定について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第3号 学校給食費の改定について の件は、原案のとおり可決されました。 日程第6 議案第4号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
中屋敷課長	それでは議案第4号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められ、申し出するため提案するものです。 最後のページをご覧ください。 (資料に沿って説明) 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第4号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第4号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について の件は、原案のとおり可決されました。 日程第7 議案第5号 3月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について の件を議題といたします。

中屋敷課長	この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、議案第5号 3月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について、ご説明いたします。 本案は、3月定例議会に付議する令和6年度補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められ申し出するため提案するものです。 (資料により事前に説明) 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第5号 3月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第5号 3月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算について の件は、原案のとおり可決されました。
中屋敷課長	日程第8 議案第6号 3月定例議会に付議する令和7年度教育費当初予算について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、議案第6号 3月定例議会に付議する令和7年度教育費当初予算について、ご説明いたします。 本案は、3月定例議会に付議する令和7年度当初予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長より意見を求められ申し出するため提案するものです。 (資料により事前に説明) 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声あり) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第6号 3月定例議会に付議する令和7年度教育費当初予算について の件を議決することにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり) 「異議なし」と認めます。 よって議案第6号 3月定例議会に付議する令和7年度教育費当初予算について の件は、原案のとおり可決されました。 以上を持ちまして、令和7年第1回階上町教育委員会会議を閉会いたします。 ご苦労さまでした。 会議終了時刻 午後7時25分
--	---